

☆郵送による【転出届】について☆

◆国内の転出届を提出する方は、下記の書類を郵送してください。◆

住所異動予定日のおおむね14日前から手続きができます。

① **【郵便転出届】(次頁)**

【郵便転出届】に必要事項をご記入ください。

※転出予定日の確認、書類不備などの際に連絡させていただく場合がありますので、平日の昼間(9:00~17:00)の連絡先電話番号を必ず記入してください。

② **申請者の本人確認書類の写し (有効期限内のものに限ります。)**

●1点のみでよいもの(官公署発行の顔写真付きの本人確認書類)

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの中から1点

●2点必要なもの

健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、生活保護受給者証、本人名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証などの中から2点

③ **静岡市の国民健康保険資格確認書**

静岡市の国民健康保険に加入している方で「国民健康保険資格確認書」をお持ちの方は、原本を同封してください。

④ **返信用の封筒・切手 (返送先は、転出先または転出前の住所で、転出者本人あてに限ります。)**

転出証明書の返送先の郵便番号、住所、氏名を記入し封筒のサイズに応じた切手を貼付してください。

(お急ぎの場合は「速達料金」分の切手を貼付してください。)

※マイナンバーカードを利用した転出届(特例転出)の場合は、返信用封筒・切手は不要です。特例転出と併せて紙の「転出証明書」を希望される方のみ同封してください。

⑤ **【郵送先】住所地の各区役所あて郵送してください。(区役所の住所の記入は不要です。)**

〒420-8602 静岡市葵区役所 戸籍住民課 行

〒422-8550 静岡市駿河区役所 戸籍住民課 行

〒424-8701 静岡市清水区役所 戸籍住民課 行

(ご注意)

・郵送の場合は、配達日数と事務処理日数が必要です。日数に余裕をもって申請してください。

・郵便局に、「転居届」を届け出ていない場合、新住所あてに送付した転出証明書が当市に返戻されることがあります。(郵便局への「転居届」につきましては、お近くの郵便局にお問い合わせください。)

◆ **マイナンバーカードによる転出届(特例転出)をされる方へ**

・マイナンバーカードによる転出届を受理しましたら、お電話にてご連絡いたします。連絡を受けたのち、マイナンバーカードをご持参のうえ、新住所地の市町村で転入届をしてください。

◆ **マイナポータルを利用したオンライン転出届**

・マイナンバーカードをお持ちの方は、スマホ・パソコンからマイナポータルを利用したオンライン転出が利用できます。(利用するには「数字4桁」、「英数字6桁~16桁」2種類の暗証番号が必要となります。)

◆ **マイナンバーカードによる転入届及びマイナンバーカードの住所変更(継続利用)**

・転入届は、新住所地に住み始めた日(転入日)から14日以内で、かつ転出予定日から30日以内に行ってください。

※上記の届出期間を経過した場合は、マイナンバーカードが廃止になります。

廃止になった場合、マイナンバーカードの再交付は有料になりますので、ご注意ください。

・なお、転入先で同一世帯員の方であれば、マイナンバーカードの名義人以外の方でも代理で転入届及びマイナンバーカードの住所変更(継続利用)手続きができます。(数字4桁の暗証番号が必要です。)

・また、マイナンバーカード内に搭載されている「署名用電子証明書」は、住所異動に伴い失効するため、新住所での再発行手続きが必要です。この手続きは、同一世帯員であっても原則、本人以外はできません。代理人による申請については委任状(回答書)等が必要になりますので、事前に転入先市町村へお問い合わせください。

(英数字6桁~16桁の暗証番号が必要です。)

葵区戸籍住民課

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1061

FAX 054-221-1064

駿河区戸籍住民課

〒422-8550

静岡市駿河区南八幡町10番40号

電話 054-287-8611

FAX 054-287-8703

清水区戸籍住民課

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号

電話 054-354-2126

FAX 054-353-8859

【郵便転出届】

(宛先)静岡市 区長

令和 年 月 日

転出(予定)日		令和 年 月 日 原則、転出日から 14 日以内に転入のお手続きをしていただきます。	昼間の連絡先 本人・代理人の電話番号 () - 〔□自宅 □勤務先 □携帯〕
請求者	本人 世帯員	(署名)	
	代理人	住所 ※代理人の場合は、委任状が必要です。	(署名)

住所	新	福祉施設へ入所される場合→(施設名)		<注意>申請者が代理人であっても、「転出証明書」の送付先は、本人あてに限定されます。		
	旧	静岡市 区		世帯主		
		氏名	生年月日	続柄	性別	マイナンバーカード
転出する人全員	1		大・昭・平・令・西暦 年 月 日		男・女	□有 □無 □紛失
	2		大・昭・平・令・西暦 年 月 日		男・女	□有 □無 □紛失
	3		大・昭・平・令・西暦 年 月 日		男・女	□有 □無 □紛失
	4		大・昭・平・令・西暦 年 月 日		男・女	□有 □無 □紛失
	5		大・昭・平・令・西暦 年 月 日		男・女	□有 □無 □紛失

- 転出される方の中に有効なマイナンバーカード保有者がいる場合は、特例転出処理（カードによる転出）を行いますが、紙の「転出証明書」交付について希望の有無を伺います。
 紙の転出証明書の交付を希望する（希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）
 希望しない
- 転出証明書の送付先（返信用の封筒と切手をご用意ください。）
 転出前の住所 転出後の住所（原則、左記以外の住所には送付できません。）
- 本人確認書類（同封いただいた本人確認資料のコピー（必須）をチェックしてください。）
 顔写真付きのもの 顔写真の無いもの（顔写真の無いものは、2種類必要です。）
 ※本人確認資料の種類については、「郵送による転出届について」をご確認ください。
- 特記事項（例）紛失により再交付希望、カードが失効し特例転入ができなかつたため転出証明書の再交付希望 等

記載例

【郵便転出届】

(宛先)静岡市 区長

令和7年12月20日

転出(予定)日	令和7年12月18日 原則、転出日から14日以内に転入のお手続きをしていただきます。	昼間の連絡先 本人・代理人の電話番号 (090)1111-1111 〔□自宅 □勤務先 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯〕
請求者	本人 世帯員 (署名) 静岡 太郎	
	代理人 住所 ※代理人の場合は、委任状が必要です。	(署名)

住所	新	○○県□□市△△町1番1号 福祉施設へ入所される場合→(施設名)	<注意>申請者が代理人であっても、「転出証明書」の送付先は、本人あてに限定されます。		
	旧	静岡市 美区 追手町5番1号 アパート・マンション名、部屋番号もご記入ください。	世帯主	静岡 太郎	
		氏名	生年月日	続柄	性別
転出する人全員	1	静岡 太郎	大・昭・平・令・西暦 63年1月1日	主	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女
	2	静岡 花子	大・昭・平・令・西暦 62年2月2日	妻	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女
	3	静岡 姫子	大・昭・平・令・西暦 18年2月1日	子	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女
			十・卯・平・令・西暦		男
	5		大・昭・平・令・西暦 年 月 日		男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女

請求者本人を含め転出する人全員の情報を記入してください。

- 転出される方の中に有効なマイナンバーカード保有者がいる場合は、特例転出処理（カードによる転出）を行いますが、紙の「転出証明書」交付について希望の有無を伺います。
 紙の転出証明書の交付を希望する（希望する場合は切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）
 希望しない
- 転出証明書の送付先（返信用の封筒と切手をご用意ください。）
 転出前の住所 転出後の住所（原則、左記以外の住所には送付できません。）
- 本人確認書類（同封いただいた本人確認資料のコピー（必須）をチェックしてください。）
 顔写真付きのもの 顔写真の無いもの（顔写真の無いものは、2種類必要です。）
 ※本人確認資料の種類については、「郵送による転出届について」をご確認ください。
- 特記事項（例）紛失により再交付希望、カードが失効し特例転入ができなかったため転出証明書の再交付希望 等